広 個 審 第 １ ２ 号
平成２５年６月２４日

広島市教育委員会　　様

広島市個人情報保護審議会
会長　西　村　裕　三

保有個人情報不存在決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成２５年３月４日付け広市教学教第１００５７号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第１６号関係）

別添（諮問第１６号関係）

答　申　書

平成２５年３月４日付け広市教学教第１００５７号で諮問のあった事案（諮問第１６号で受理）について、次のとおり答申します。

第１　審議会の結論

異議申立人（以下「申立人」という。）が提出した○○○○○○○○○○○○○○○○（以下「○○○○○」という。）の処分に関する告発状（以下単に「告発状」という。）の関係書類(以下「本件対象公文書」という。)の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が不存在とした決定については、これを取り消し、告発状を実施機関内で供覧するために作成した公文書を開示すべきです。

第２　異議申立ての趣旨

平成２４年１２月２６日付け異議申立ての趣旨は、申立人が同月１１日付けで行った本件開示請求に対し、実施機関が同月２５日付け広市教学教第１００３３号で行った保有個人情報不存在決定（以下「本件不存在決定」という。）を取り消し、告発状に対する実施機関の何らかの対応を示す書類の開示を求めているものです。

第３　申立人の主張の要旨

申立人の異議申立書及び意見書での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

１　申立人の提出した告発状を全く無視している。無効の扱いをするにせよ、処分の場合も、理由を明確にしておく必要がある。市民の告発を無視することは許されない。

２　告発状に対し、なにもしないということは、市長に対する背任行為である。

第４　実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書及び口頭意見陳述での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

実施機関は、本件開示請求時点では、○○○○○に対する処分に関する対象公文書（以下「処分関係文書」という。）を作成しておらず、告発状原本を除き、申立人の個人情報を保有していなかった。

なお、現時点では、処分関係文書を作成している。

第５　審議会の判断理由

当審議会として、条例の規定に則して検討した結果、以下のとおり判断します。

１　条例上開示請求できる保有個人情報とは、条例第２条第３号の規定のとおり、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいいます。

２　ところで、本件開示請求は、告発状の関係書類の開示を求めているものであるため、実施機関が主張しているような処分関係文書だけでなく、告発状に関係する一切の公文書と広く解釈すべきものです。この観点から本件対象公文書を特定すれば、告発状を受理し実施機関内で供覧を行っていることから、そのために作成した文書も対象となると考えるのが相当です。

３　もっとも、実施機関は、現在は処分関係文書を作成しているが、本件開示請求時点では、処分について検討中であり、処分関係文書を作成していなかったことが認められます。したがって、本件開示請求時に処分関係文書はなかったとする実施機関の説明に不合理な点は見当たりません。

以上により、「第１　審議会の結論」のとおり判断するものです。

別紙１

審議会の処理経過

年　月　日	処　　理　　内　　容
２５．　３．　４	広市教学教第１００５７号の諮問を受理（諮問第１６号で受理）
２５．　３．　７ （第１回審議会）	審議
２５．　５．２９ （第２回審議会）	審議
２５．　６．２４ （第３回審議会）	審議

参　考

広島市個人情報保護審議会委員名簿（五十音順）

氏　　名	役　職　名
大久保　憲章	広島修道大学大学院法務研究科教授
川本　季子	広島消費者協会副会長
西村　裕三 （会　長）	広島大学大学院社会科学研究科教授
村上　香乃	弁護士
渡辺　拓道	中国新聞社総合編集本部 記事審査部長